

2017年度 北海道最低賃金の取り組み(その1)

1. 最低賃金をめぐる情勢

(1)6月23日、日銀札幌支店は「金融経済概況」を発表し、北海道地域の景気は、「回復している」とされた。すなわち、最終需要面の動きをみると、個人消費は「雇用・所得環境が着実に改善していることを背景に、回復している」、雇用・所得情勢を見ると、「労働需給は着実に改善している」、雇業者所得は「回復している」とされた。

一方、厚生労働省が7月7日に発表した5月分の毎月勤労統計調査(結果速報)によると、現金給与総額は、一般労働者が0.6%増、パートタイム労働者が1.0%増、パートタイム比率が0.14ポイント低下し、就業形態計では0.7%増

となった。なお、一般労働者の所定内給与は0.5%増、パートタイム労働者の時間当たり給与は2.0%増となった。

(2)北海道経済産業局は6月15日、4月の経済概況判断について、「持ち直している」と公表した。しかし、雇業者数220万5千人のうち約40%の91万人が非正規労働者・パートなど不安定雇用、低収入となっている。また、求職者のうち44歳以下が約57%を占めており、不安定雇用の実態が改善されていないことが伺われる。加えて、生活保護受給世帯・人数は、4月速報値で、被保護世帯 123,937(前年同時期 124,243)世帯、被保護実人員 164,986(前年同時期 168,194)人と数字上は減少傾向にあるが、高齢単身世帯の増加により、全国的にも被保護世帯数は増加傾向にある。

(3)北海道の最低賃金は昨年度の審議会答申により、764円から22円引き上げられ786円となった。しかし、改定に伴う影響率は全労働者で13.39%(前年14.84%)、パートに至っては32.25%(前年37.4%)に上っており、依然として、北海道全体が最低賃金に張り付く形での低賃金構造にある現実と、同時に、最低賃金引き上げの取り組みが道内経済の底上げ、セーフティネットの役割として非常に重要であることが確認できる。

(4)北海道では2014年の改定により、生活保護とのかい離を解消し、労働側が主張してきた雇用戦略対話合意の全国最低800円、全国平均1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための文言が3年続けて答申書に盛り込まれた意義は大きいものがあり、本来あるべき最低賃金の水準のあり方を議論する新たなステージに立っている。

北海道の連合リビングウェイジ880円と雇用戦略対話で示された時給1,000円達成に向けて、経済活性化施策の展開、道民所得の底上げのための最低賃金引き上げ、雇用政策の強力な展開が図られるよう取り組みを強化する。

(5)連合は、この間、「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」の取り組みを展開し、その一環として、非正規労働者の処遇改善に大きな影響がある最低賃金の遵守と引き上げを求めて運動を展開している。北海道においても、連合北海道・地協(地区連合)・構成組織が一体となって、各種取り組みを展開している。

2. 2017年度最低賃金中賃目安審議への対応【(1)～(3)北海道最低賃金取り組み方針の再掲】

- (1) 全都道府県における地域別最低賃金の改正額が10月1日に発効されるよう、中央最低賃金審議会における目安の答申が7月末までに行われるよう万全を期す。
- (2) 中央最低賃金審議会の目安審議においては、高卒初任給(厚生労働省『賃金構造基本統計調査』推計時間額984円¹)、春季生活闘争における取り組み、一般労働者の実態賃金との整合性および格差是正など賃金の要素、「誰もが生活できる水準」達成に向けて勤労者の生活実態および連合リビングウェイジ(930円)などの生計費の要素を特に重視し、明らかな水準改善に結びつく目安の引き出しをめざす。
- (3) 目安決定における最終審議にあたっては、中央最低賃金審議会労働者側委員に加え、連合事務局長・労働条件委員長・最低賃金小委員会委員と協議のうえ、最終判断を行う。
- (4) また、連合は5月29日、厚生労働省(二川厚生労働事務次官対応)に対して最低賃金行政に関する要請行動を実施した。要請にあたり連合(逢見事務局長)は、「地域別最低賃金は、従前に比べれば大幅に引き上げられてきている。しかし、一方で地域間格差の広がりも課題であり対処が必要。800円に到達していない道府県含め1,000円を見据えて中期的視点から考えていく必要がある」と挨拶した。

次に、安永副事務局長が要請書の内容について説明し、「雇用の様々な数字はよくなっているが、それぞれが実感するまでに至っていない。格差や貧困が一層深刻となっており、特に教育に関する格差は将来の日本に禍根を残す。非正規労働者が雇用労働者の約4割にものぼっており、誰もが希望を持てる社会のためには、地域別最低賃金の役割は重要性を増している。関係者の努力により大幅な引き上げが続いているが、まだまだ十分な水準でなく、地域間格差も開いている。地域における労働者の生計費、賃金を重視して、労働の対価としてふさわしい水準に引き上げるべきだ。働き方改革実現会議におけるいわゆる同一労働同一賃金の議論に沿っても、最低賃金を引き上げる重要性がある。」と述べた。

これに対し、二川厚生労働事務次官は、「最低賃金の引き上げは重要であり、4年連続の大幅な引き上げを実現できた。働き方改革実現会議において、最低賃金を年率3%目途引き上げ、全国加重平均1,000円をめざすと策定した。目安全協報告の主旨を受け止めつつ、各都道府県における最低賃金決定が早期になされるよう協力したい。中小企業生産性向上に向けた支援等の関係については、関係部署と連携して環境整備や周知をしていく」と述べた。

その後、締結済みの公契約の金額が最低賃金引上げ分をカバーできないケースや政府・地方自治体における入札の在り方等について、意見交換を行った。

最後に、連合から、「最低賃金の周知・徹底をはかり、法違反についても監督体制を強化し、違反事業所の摘発や罰則強化等、積極的に実施していただきたい」と改めて要請して終了した。

3. 北海道最低賃金審議会の動き

- (1) 北海道最低賃金審議会平成29年度第1回審議会は6月5日に開催され、①第47期北海道地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出、②北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程、③特定(産業別)最低賃金の改定決定の意向表明状況及び今後の審議日程、④運営小委

¹ 厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査」の新規学卒者の初任給額(高校卒男女計産業計)161.3千円を、同所定内実労働時間数(一般労働者産業計男女計学歴計)164時間で除して算出

員会の設置及び委員の選出、⑤中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告、⑥事業場実地視察などについて議論された。

また、7月7日の第2回審議会では、①北海道最低賃金の改正決定の諮問、②北海道地方最低賃金専門部会の設置及び委員の候補者の推薦に関する公示、③北海道最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示、④今後の審議日程について議論された。

(2)この2回の審議会において、労働者側からは、「昨年12月に示された『同一労働同一賃金ガイドライン(案)』で正社員との待遇格差の適否が例示され、今年の春季生活闘争でも、組織された非正規労働者は、正規労働者を上回る大幅な改善が今年4月から実施されている。北海道は、最低賃金に張り付く労働者が非常に多く、一刻も早い改訂が必要である。10月1日発効をめざして公労使が真摯な議論を展開するよう要請する。また、『ニッポン一億総活躍プラン』や『働き方改革実行計画』でも、最低賃金を年率3%程度、全国加重平均1,000円を目指すことが示され、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図るとしている。経営が一番厳しいところに配慮する以上に、優秀な人材を中小企業に確保するための北海道最低賃金の水準議論、大幅引き上げを行う議論を行うことを改めて強い主張する。」と意見を述べた。

なお、第47期の審議会委員として、今年が改選期(2年任期)となったことから、審議会会長、代理や委員の選出が5月1日付けで任命され、同日の審議会において確認された。

(3)連合北海道は、10月1日の早期発効を目指し(答申期限8月7日)、精力的に審議を進めるよう求める。また、特定(産業別)最低賃金については、2-3月にかけて「乳糖」「鉄鋼」「電機」「船舶」の4業種で改定の申し出意向表明を済ませ、金額改定にかかわる申出の本申請を遅くとも7月末までに完了するよう指示している。

4. 北海道地域最低賃金の改定額の目標

連合北海道は最低賃金法の改正主旨にある「健康で文化的な生活」が実現できる地域最賃レベルを実現するため、大幅な引き上げを求める。設定する最低賃金は、北海道の連合リビングウェイジ880円や、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額896円)を下回らない水準の確保を求めながら、雇用戦略対話で示された時給1,000円達成に向けて取り組む。

そのため、今年度の北海道最低賃金改訂目標額は、昨年と同様1,000円とする。

5. 中賃目安審議に臨む労側の基本的態度(2017.7.12)

【資料1】

6 当面する行動の取り組み

公益委員の意見を左右する様々な要素としては、「市町村議会の決議」や労働者団体・道民からの具体的な要請(署名行動・FAX・メール等)が参考とされる。

今年度は、北海道最低賃金審議会に向けて、また、道民世論の喚起に向けた諸行動として、以下の取り組みを展開していく。

(1)北海道をはじめ各自治体への意見書提出。(2017年4月19日開催の第7回執行委員会にて確

認) (昨年は44自治体、一昨年は58自治体) 終了

「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要請書」【資料2】のとおり

(2) 最低賃金審議会会長・労働局に対する要請行動の展開 終了

6月9日に要請行動を展開した。要請書及び内容は、【資料3】のとおり

(3) 審議会の山場に向けてFAX行動。(2016年は421団体、2015年は214団体、) (通知済)

①産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合、青年・女性も含め、あらゆる組織から、下記宛先へのFAX送付行動を展開する。

②送付期間 2017年7月7日(金)～7月28日(金)

③送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 加藤 智章 宛

【送信先】 FAX 011-756-0056

④例 文 「別紙1」を参照してください。

(4) 審議会の動向に合わせて第1合同庁舎前での昼休み集会の開催

①日 時 2017年7月28日(金)12時20分～(20分程度)

②場 所 札幌第1合同庁舎前(札幌市北区北8条西2丁目)南向き路上

③内 容 主催者あいさつ、これまでの経過、決意表明、シュプレヒコール

④参加者 約100人

自治労30、北教組20、情報労連10、UAゼンセン5

電力総連5、国公連合30、その他産別1

⑤動員報告 2017年7月25日(火)までに、「別紙2」の用紙により報告願います。

※ 当日は組合旗をご持参願います。

(5) その他